

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

栃木県ならびに栃木県歯科医師会では、平成 22 年 12 月の定例議会において制定された「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」の基本理念にのっとり、県民の皆さまの生涯にわたる健康の保持および増進に寄与するため、歯と口腔の健康づくりに取り組んできました。

このたび、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）や災害発生時、感染症まん延時の歯科保健医療サービスの確保など、条例制定後の歯科保健を取り巻く環境の変化に対応するため、令和 6 年 12 月の定例議会において条例の一部改正がなされ、令和 7（2025）年 1 月に施行されました。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例(栃木県のホームページへ)

1) イメージ図



2) 主な改正の内容

【第 1 条（目的）】

歯及び口腔の健康づくりを推進することにより、県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする旨を追記しました。

【第 2 条（基本理念）】

歯及び口腔の健康づくりが健康寿命の延伸に欠くことができない旨を追記するとともに、良質かつ適切な歯科保健サービスの提供を受けることができる環境の整備という基本理念に「生涯にわたり」を追記しました。

【第 8 条（事業者及び保険者の役割）】

保険者の役割として、本条例の基本理念にのっとり、被保険者の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努める旨を追記しました。

【第 13 条関係（学習の機会の提供等）】

県は、オーラルフレイル※の予防のために必要な措置を講ずるものとする旨を規定しました。

（※）オーラルフレイル：食べこぼしやむせがある、噛めない食物が増える、口の中が乾燥するなど、口腔機能の衰えであり、適切な対応により機能回復が可能な状態

【第 15 条関係（災害の発生時等における措置）】

県は、災害の発生時又は感染症のまん延時において歯科保健医療サービスの提供を確保するため、平時及び災害の発生時において必要な措置を講ずる旨を規定しました。

【その他】

厚生労働省の定義を踏まえ、条例上の「検診」を「健診」に改正しました。

「健康寿命の延伸」「健康長寿社会の達成」のために ～オーラルフレイルの概念と定義～

「健康長寿」すなわち平均寿命と健康寿命の乖離を可及的に少なくするためには、日常生活の中での「軽微な衰え」への「早い段階での気づき」が重要です。令和 6（2024）年 4 月、日本老年医学会、日本老年歯科医学会、日本サルコペニア・フレイル学会により「オーラルフレイルの 3 学会合同ステートメント（声明）」が発表されました。ここには、次のように示されています。

- オーラルフレイルの概念：口の機能の健常な状態（いわゆる『健口』）と『口の機能低下』との間にある状態である。
- オーラルフレイルの定義：歯の喪失や食べること、話すことに代表されるさまざまな機能の『軽微な衰え』が重複し、口の機能低下の危険性が増加しているが、改善も可能な状態である。

Oral frailty 5-item Checklist(OF-5)

『オーラルフレイルの3学会合同ステートメント（声明）』より

項目	質問	選択肢	
		該当	非該当
1) 残存歯数の減少	ご自分の歯は何本ありますか？ (差し歯や金属をかぶせた歯は、自分の歯として数えます。 インプラントは、自分の歯として数えません)	0～19本	20本以上
2) 咀嚼困難感	半年前と比べて固いものが食べにくくなりましたか？	はい	いいえ
3) 嚥下困難感	お茶や汁物などでむせることがありますか？	はい	いいえ
4) 口腔乾燥感	口の渇きが気になりますか？	はい	いいえ
5) 滑舌低下 (舌口唇運動機能の低下)	普段の会話で、言葉をはっきりと発音できない ことがありますか？	はい	いいえ

オーラルフレイルは、さまざまな口腔機能の「軽微な衰え」が重複した状態で
5項目のうち2つ以上該当した場合を「オーラルフレイル」とします

オーラルフレイルの概念図

『オーラルフレイルの3学会合同ステートメント（声明）』より

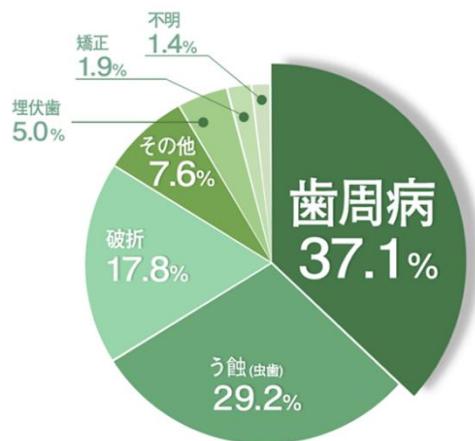


このステートメント（声明）の趣旨は、オーラルフレイルの概念と定義をより理解しやすくかつ評価しやすくすることで、「口腔に関するさまざまな機能の軽微な衰え」に対する警鐘を早期から鳴らし、国民啓発を推進したいということにあります。

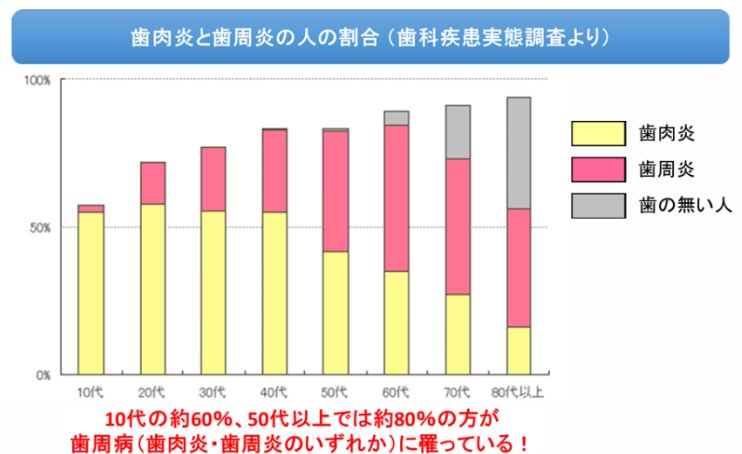
定期的な歯科健診の重要性

歯を失う原因の第1位はむし歯ではなく歯周病です。歯周病は生活習慣病の一つとして位置づけられ、糖尿病や心筋梗塞、脳卒中など、多くの全身疾患と関連することが明らかになっています。しかし、初期の段階では自覚症状に乏しいため、気づかぬうちに非常に深刻な状態に進行してしまっていることも少なくありません。

歯科疾患実態調査によれば、10代の約60%、50代以上では約80%の方が歯周病に罹患しているにも関わらず、自分がそうだと自覚している方、あるいは自分が歯周病のどのレベルであるのかを把握している方は少ないようです。



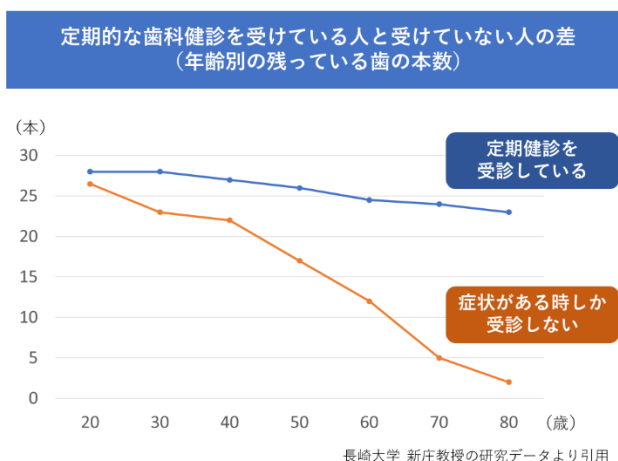
永久歯の抜歯原因調査報告書



歯周病の罹患状況

本条例第5条には、**県民の責務**として次のように記されています。

一県民は、基本理念(第2条)にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科健診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。



生涯にわたり健康な歯と口腔を保つためには、定期的な歯科健診を習慣化することが重要です。